

平成20年2月15日付け諮問第14号 「通信・放送の総合的な法体系の在り方」

1 答申を希望する事項

通信・放送の総合的な法体系に関し、
通信・放送の融合・連携に対応した
具体的な制度の在り方

2 答申を希望する時期

平成21年12月頃

3 審議状況

情報通信審議会情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」を設置して調査審議を開始

第1回 2月25日

「通信・放送の融合・連携の現状等について」

第2回 3月13日

「通信・放送の融合・連携に関するヒアリング等」

第3回 4月15日

「新たな法体系に関する論点等について」

第4回 5月13日

「新たな法体系に関する論点等について」

第5回 6月9日

「中間論点整理(案)について」

4 「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」構成員

主査	長谷部 恭男	東京大学法学部教授
主査代理	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授
委員	伊東 晋	東京理科大学理工学部教授
委員	大谷 和子	(株)日本総合研究所法務部長
委員	清原 慶子	三鷹市長
委員	長田 三紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
委員	根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
委員	村上 輝康	(株)野村総合研究所シニア・フェロー
専門委員	安藤 真	東京工業大学大学院理工学研究科教授
専門委員	岡田 仁志	国立情報学研究所准教授
専門委員	木村 忠正	東京大学大学院総合文化研究科准教授
専門委員	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
専門委員	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
専門委員	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
専門委員	濱田 純一	東京大学大学院情報学環教授
専門委員	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
専門委員	舟田 正之	立教大学法学部教授
専門委員	山本 隆司	東京大学法学部教授

「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」中間論点整理

＜検討状況＞

- 6月9日、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」において、中間論点整理案について議論。
- これまでの新たな法体系の基本的枠組みに関する議論を参考としつつさらに国民的な合意形成に向けた具体的検討を進めるため、今後重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性等について、中間的に整理。
- 7月14日までパブリックコメントを実施。
- 今後各論点についてカテゴリー分けし、カテゴリー毎にワーキンググループを設置し、これ以外の論点も含めて具体的制度設計に向けた検討を実施する予定。

＜中間論点整理のポイント＞

	主な論点 及び 検討の方向性
法体系全般	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法体系の全体構造の見直し 現在の我が国の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置付け・役割の違いに応じ、関係する法律の規定を再編成してできるだけ整合化・合理化するとともに、レイヤー間の関係が明確化された法体系に転換する方向で検討。 ■ 新たな法体系の理念・目的 情報の自由な流通や表現の自由の確保など、新たな法体系で実現を目指す共通の価値について今後具体的に検討。 ■ 包括化の対象とすべき法律の範囲 法の目的及び法技術的な問題を踏まえ、全体として整合性のとれた法体系とする方向で検討。
伝送設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電波利用の目的・区分 通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討。 ■ 電波利用手続 新サービスの円滑な市場投入や迅速な事業展開のため、事業用無線局について迅速な事業者選定・周波数分配ができるようにする方向で検討。

	主な論点 及び 検討の方向性
伝送サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝送サービス規律の再編 基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図るとともに、特有の事情については適用除外等を設ける方向で検討。
コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ■ メディアサービス(仮称)の範囲 従来の放送の概念に範囲をとどめる方向で検討。 ■ メディアサービスに関する具体的規律 メディアサービスの区分を踏まえ、現行の放送に関する規律を土台として検討。 ■ マスメディア集中排除規制 新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義及び重要性は失われないことから、マスメディア集中排除規制を維持する方向で検討。 ■ オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律 プロバイダ責任制限法の枠組みを適用し、当面は行政機関が直接関与しない方向で検討。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ プラットフォーム規律 プラットフォームの概念を明確にした上で、放送プラットフォーム事業をコンテンツ規律とは区分して規定する必要性等を検討。 ■ レイヤー間の規律 電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象となる紛争事案を、異なるレイヤーに属する事業者間の紛争も含める方向で検討。 各レイヤー内はもとより、レイヤー間の公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について検討。 ■ 利用者保護規律 セーフティネットとしての包括的な利用者保護規定を整備する方向で検討。 ■ 特定の法人の位置付け NTT及びNHKの業務内容の在り方については検討対象とはならない。 ■ 既存事業者の位置付け 現行法制に基づく事業者の地位を実質的に承継する方向で検討。